

国民健康保険税の税率を改正いたします

問合せ先／国保年金課国保税係（☎58 - 5111・75 - 3111、内線 2244・2245・2246）

桜川市の国民健康保険税の税率改正につきましては、本紙6月（先月）号でお知らせしたところですが、今月号で改めてお知らせいたします。

今回の税率改正は、国民健康保険運営協議会や市議会で慎重かつ十分な審議をを行っていただいた結果、やむを得ないものとして改正したものです。

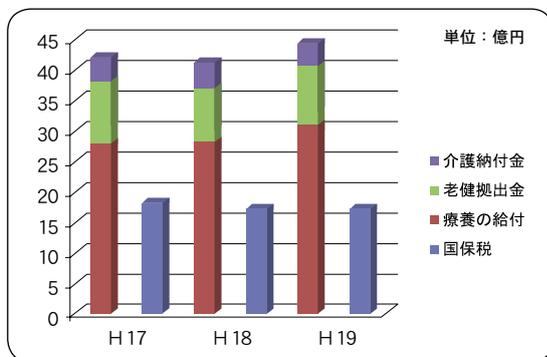
今後も、医療費の増加が予想されますが、国保加入者の所得の減少などに伴い、税収が大幅に伸びる

ことも見込めない状況にあります。市といたしまして、国保税の収納率の向上に最大限の努力をしておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

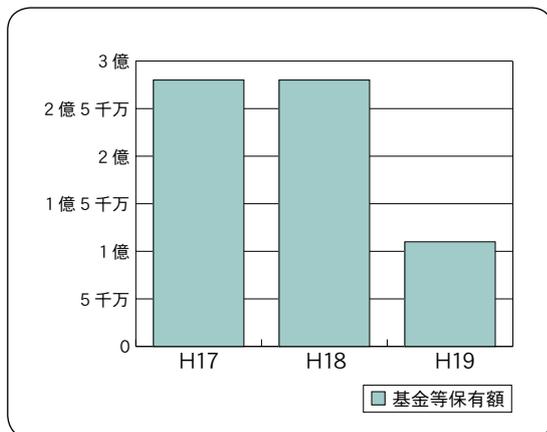
●税率改正の主な理由●

- ・医療給付費等の増加
- ・後期高齢者支援金の創設
- ・介護納付金の必要額の1/2を税収とするため

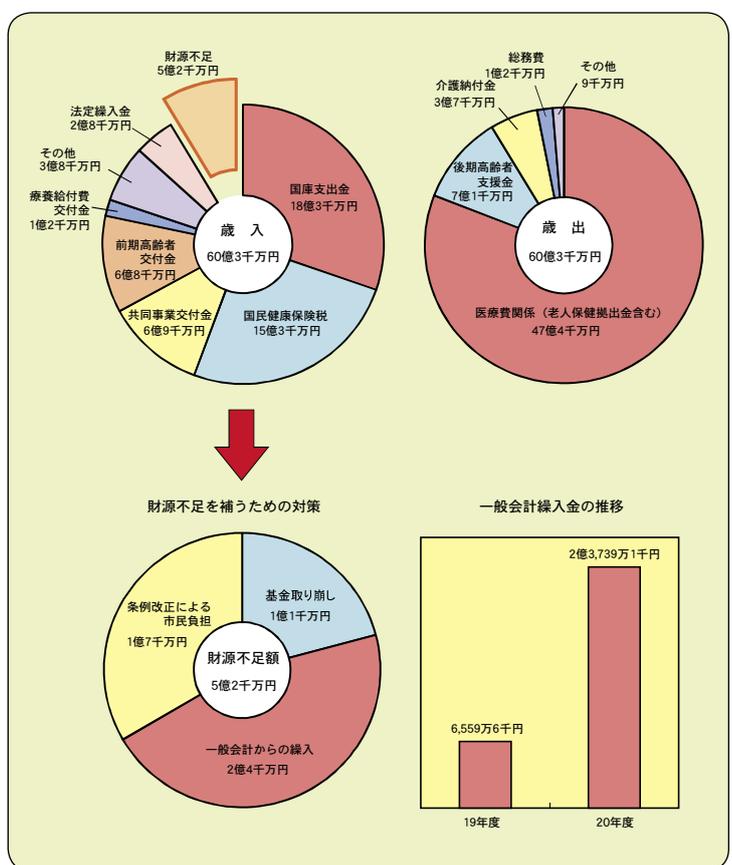
■医療給付費用額と国保税の推移



■基金等保有額の推移



■平成20年度国民健康保険事業予算案の収支バランス



●税率の改正●

	平成19年度		平成20年度		
	医療給付分	介護納付金分	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.0%	1.2%	6.4%	1.6%	2.0%
資産割	28.0%	4.5%	24.3%	8.7%	5.6%
均等割	20,000円	7,000円	16,000円	5,000円	8,700円
平等割	28,000円	3,000円	21,100円	6,900円	4,000円

※後期高齢者支援金分は、従来の老人保健医療費拠出金に代わるものです。

●納期の改正 (普通徴収分) ●

- ・平成19年度までは… 税額の暫定賦課(仮算定)を4月・6月に行い、本算定賦課を8月・9月・10月・11月・12月・2月に行っていました。結果、算出された年間保険税を8回の納期で納めていただいていた。
- ・平成20年度からは… 税額の暫定賦課(仮算定)を4月に行い、本算定賦課を7月・8月・9月・10月・11月・12月・2月に行います。納期の回数に変更はありません。